

# 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者業務管理体制確認検査実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## (検査の対象)

第2条 検査の対象は、法第55条第2項第1号の規定に基づき市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

## (検査の種類)

第3条 検査の種類は、「一般検査」及び「特別検査」とする。

### (1) 一般検査

特定教育・保育提供者に対し、定期的かつ計画的に実施するものとする。

### (2) 特別検査

次のいずれかに該当する場合に、随時実施するものとする。

- ① 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 度重なる指導によっても改善が見られないとき
- ③ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

## (検査の方法等)

第4条 一般検査及び特別検査の方法等は、次に定めるとおりとする。

### 1 検査方法

#### (1) 一般検査（概ね6年に1回）

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを確認する。検査は、書面の提出にて行うことを基本とする。

- ① 法令を遵守するための責任者を選任していること。
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること。（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）
- ③ 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）

## (2) 特別検査

第3条(2)に掲げる事案が発覚した場合に、当該特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り実施する。施設又は事業の運営に不正又は著しい不当が認められる場合は、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を確認する。

## 2 実施通知

検査の実施に当たっては、特定教育・保育提供者に対し、必要な事項を通知するものとする。なお、特別検査を実施する場合において、実効性のある実態把握の観点から必要と認める場合には、この限りでない（検査時に速やかに告知する。）。

## 3 結果通知

検査の結果、次条(1)に定める勧告には至らないが改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

## 4 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置等)

第5条 検査の結果、行政上の措置が必要と認められた場合には、次のとおり、法第57条の規定に基づき勧告、命令等の措置を行うものとする。

### (1) 勧告

内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

### (2) 命令

勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は平成30年12月1日から施行する。